

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く）

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I. 適用範囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ⇄ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品 目			金額		
			接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前	
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入	670	536	
		空	569	455	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング		1,014	811	
	ノックダウン自動車		788	630	
	完 成 車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		1,192	954	
	完 成 車 (重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)		—	—	
包 装 品	袋 物		1,437	1,150	
	ペール物		1,420	1,136	
	カートン	雑貨類・機械類 (1個当たり5トン未満のもの)	1,457	1,166	
	ケー ス	機 械 類 (1個当たり5トン以上のもの)	1,192	954	
	クレート	青 果 類	1,262	1,010	
		冷凍品・冷藏品	—	1,556	
有 姿 貨 物	タ イ ャ		942	754	
	巻 取 紙 (内 地 产)		1,059	847	
	木 材 岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	929	743
			北洋材	911	729
		製 材	949	759	
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)		1,484	1,187	
撒 貨 物	鋼 材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)	1,223	978	
		鋼 管 (口径12インチ以上のもの)・コイル	1,040	832	
	石 材		1,028	822	
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉱礦石(粉)		1,021	817	
	鉱礦石(塊)・特殊鉱礦石		1,218	974	
	砂 糖		950	760	

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船船側・はしけ内 ⇄ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側 ⇄ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ⇄ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

② 「接岸本船船側・はしけ内 ⇄ 上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側 ⇄ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ⇄ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

はしけ運送料金表

はしけ運送料金表

I. 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船
船側 ↔ 沿岸間又は、沿岸 ↔ 沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品目	金額		
	港湾内運送		指定区間運送
	通常の港湾内	特定地区との間	
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1,258	1,480	① 1,702 ② 1,924
撤貨物	1,135	1,358	① 1,579 ② 1,802

- ① 特定地区は、安治川端建蔵橋上流、木津川千本松大橋上流、神崎川出来島大橋上流とします。
② 指定区間は、①当港と尼崎西宮芦屋港及び神戸港との間、②当港と東播磨港、姫路港及び和歌山下津港との間とします。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 本船船側 ↔ 沿岸間における運送の場合

本船船側に繫留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繫留するまで、又は貨物積み河岸に繫留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

② 沿岸 ↔ 沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繫留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繫留するまでの作業とします。

なお、荷操作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

輸出貨物船積料金表

輸出貨物船積料金表

I. 適用範囲

この輸出貨物船積料金は、輸出貨物（個品運送貨物に限る。）の上屋入れより本船船側までの港湾運送を一貫して行う場合に適用します。
なお、本料金には、船積みに係る事務処理業務を含みます。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

- (1) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合及び直背後上屋入れより接岸本船積の場合

(1トンにつき 単位円)

品目		金額	
		上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合	直背後上屋入れより接岸本船積の場合
ユニタイズ貨物	パレタイズ貨物	4,701	3,443
	ノックダウン自動車	4,306	3,048
	完成車（重量5トン未満且つ容積20トン未満のもの）		
包装品	袋物（紙・ビニール入りのもの）	6,023	4,765
	ペール物	5,735	4,477
包装品	カートン	6,060	4,802
	ケース	機械類（1個当たり5トン未満のもの）	
有姿貨物	クレート	機械類（1個当たり5トン以上のもの）	4,338
	タイヤ	4,971	3,713
	鋼材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）	5,462
			4,204

- (注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。
(2) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

(2) 営業倉庫河岸はしけ受けより、本船積の場合

(1トンにつき 単位円)

品 目	金 額
織 繊 製 品	3,161
化 学 合 成 織 繊 (原 料)	2,987
缶 詰	3,161

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができます。

(2) 本料金が適用される場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

(3) 上屋入れよりバンニングの上、CY渡しの場合

(1トンにつき 単位円)

品 目	金 額
袋物・ペール物及びこれらに類似した作業能率のもの	5,520
雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	5,480
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当たり5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	4,632

(注) (1) 本基本料金表については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができます。

(2) 本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、CYまでのドレイエージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。

(4) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合

輸出貨物を上屋戸前で受け・はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業

② 直背後上屋入れより接岸本船積の場合

輸出貨物を本船直背後上屋戸前で受け、接岸本船船側へ移送するまでの作業

③ 営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合

輸出貨物を営業倉庫河岸ではしけ受けし、本船船側へ運送するまでの作業

④ 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合

輸出貨物を上屋（コンテナフレートステーションを含む）戸前で受け、
バンニングの上CYへ移送するまでの作業

(5) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷
姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した
貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。